白山市立蕪城小学校
いじめ防止基本方針

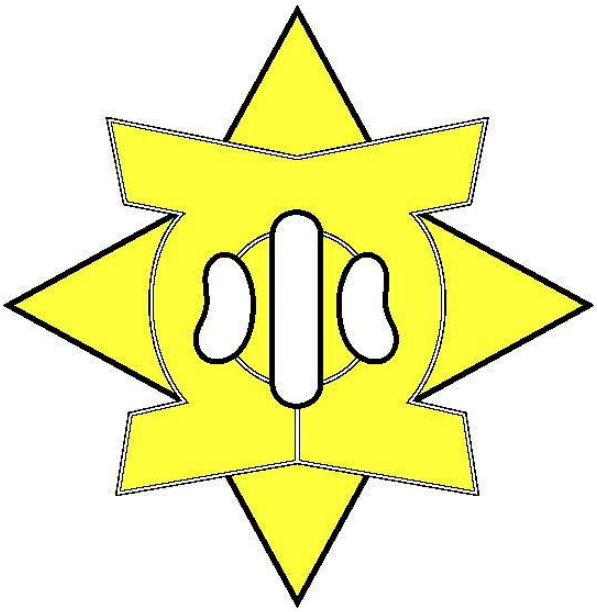

令和２年４月

白山市立蕪城小学校

目次

いじめの定義

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方
（１）　いじめの理解
（２）　いじめの未然防止
（３）　いじめの早期発見
（４）　いじめへの対処
（５）　地域や家庭との連携
（６）　関係機関との連携

２　いじめの防止等のための対策
（１）学校いじめ防止基本方針の内容と留意点
（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

３　重大事態（法第２８条）への対処
（１）　重大事態の報告
（２）　学校による調査
（３）　調査結果の報告
（４）　その他の留意事項

４　いじめ問題対策に関わる年間指導計画

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第２条第１項)

【留意事項】

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○　インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○　いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）　いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（２）　いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

（３）　いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（４）　いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（５）　地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（６）　関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

２　いじめの防止等のための対策（※いじめ問題対応マニュアル参照）

蕪城小学校は、いじめの防止等のため、「蕪城小学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

（１）学校いじめ防止基本方針の内容と留意点

- いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめが起きにくい、許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む。
- いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。いじめの防止の取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。
- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ね、具体的ないじめ防止等の対策に係

る連携に努める。

- 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 蕪城小学校では、「いじめ問題対策チーム」を設置して、いじめを見逃さない学校づくりを行う。いじめ問題対策チームは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導副主事、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーで構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加したり、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画したりし、目的を十分に果たせるような人員配置とする。
- 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。

〇いじめ問題対策チームの役割

①未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能している

かについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

- 学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動内容が認識される取組を実施するよう努める。
- いじめの早期発見のためには、いじめ問題対策チームは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるよう努める。
- 児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ問題対策チームの存在、その活動内容等について、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげるよう努める。
- いじめ問題対策チームは、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。
- 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- 当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
- 学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

市教委と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

① いじめの防止

- 全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ問題対策チームへの報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

② 早期発見

- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

・　毎月の「友だちアンケート」や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
・　学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
・　児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③　いじめに対する措置

・　学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
・　学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策チームに報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。
・　各教職員は、無城小学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
・　いじめ問題対策チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
・　加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
・　いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

・　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
・　教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
・　行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・　被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
・　被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
・　学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
・　いじめ問題対策チームにおいては、いじめが解消に至るまで被害児

童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

３　重大事態（法第２８条）への対処

（１）　重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委を通じて市長へ事態発生について報告する。

（２）　学校による調査

①　学校は、法第２８条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に実施する。

②　児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。

（３）　調査結果の報告

調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

（４）　その他の留意事項

学校は重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

４．いじめ問題対策に関わる年間指導計画

	教職員	児童	保護者
４	・いじめ対策に関わる共通理解【生徒指導校内委員会】 ・児童についての共通理解【児童理解の会】	・ルール作り【学級指導・学年集会】 ・無記名式友だちアンケート（２～６年）	・いじめ対策についての説明【学年懇談会】
５	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・人間関係づくり　【遠足】 ・たてわり活動開始 ・記述式友だちアンケート（全学年）	
６	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・無記名式友だちアンケート（全学年）	
７	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・記述式友だちアンケート（全学年）	・情報交換　【個人懇談会】
８	・児童についての共通理解【児童理解の会】		
９	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・無記名式友だちアンケート（全学年） ・たてわり入退場練習【運動会】	
10	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・記述式友だちアンケート（全学年） ・たて割り遊び	・記述式友だちアンケート（家庭持ち帰り）
11	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・無記名式友だちアンケート（全学年）	
12	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・記述式友だちアンケート（全学年） ・たてわり大縄遊び	・情報交換　【個人懇談会】
１	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・無記名式友だちアンケート（全学年）	
２	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】 ・児童についての共通理解【児童理解の会】	・記述式友だちアンケート（全学年） ・たてわりカードづくり	
３	・児童についての情報交換【いじめ問題対策会議】	・無記名式友だちアンケート（全学年） ・たて割りありがとうの会	

〇無記名式友だちアンケート

　いじめの未然防止の観点から，アンケート結果をもとに，学校としてどのような取り組みを行っていくかを決定する。また，各学年の実態に応じて学年で重点的に取り組む内容を話し合い，その取り組みを行った結果，子どもの様子の変容を見ていく。取り組みに対して効果があったかどうかの検証を行い，今後の取り組みに生かしていく。

〇記述式友だちアンケート

　訴えのあった内容については，管理職・生徒指導主事に報告。そこで，どのような聞き取りを行うか確認をした後，学級担任が聞き取りを行う。その後，加害・被害児童含めて事実確認を行い，指導を行う。概ね３ヶ月（国が定めたあくまでも目安の期間）被害児童に苦痛がなければ解消したとするが，配慮は継続する。また，年１回は家庭へ持ち帰って保護者と一緒にアンケートを行う。

〇いじめ問題対策会議

　その月のアンケート結果の報告と今後の取り組み方針について，いじめ問題対策会議で決定する。会議には全職員が参加し，情報共有を行う。